

【別表】

様式	提出期限等	根拠法令等
【別記様式第1号】 認定申請書	1 認定を受けようとするとき 2 当該卸売市場が所在する市町村に提出 3 手数料：10,000円	・法第13条第1項 ・省令第17条第1項 ・茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下、「特例条例」という） ・茨城県手数料徴収条例
【別記様式第2号】 事業報告書	1 事業年度ごとに、卸売業者の決算が総会等において承認されてから30日以内 2 開設者に提出	・法第13条第5項第5号 ・省令第21条第1項
【別記様式第3号】 変更に係る認定申請書	1 認定を受けた事項について変更しようとするとき（軽微な変更を除く。） 2 当該卸売市場が所在する市町村に提出 3 手数料：3,000円	・法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項 ・省令第25条第1項 ・特例条例 ・茨城県手数料徴収条例
【別記様式第4号】 認定事項の軽微な変更に係る届出書	1 認定を受けた事項のうち、以下の事項を変更した日から7日以内 (1) 開設者の名称、住所、代表者の氏名（開設者の変更を伴うものを除く） (2) 卸売市場の名称 (3) 卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10%以内を増減するもの (4) 取扱品目ごとの数量及び金額に関する事項の変更 (5) 卸売市場の業務の運営に関する事項の変更のうち、開設者の人員の増加又は10%未満の減少 (6) 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 (7) 卸売市場の卸売業者に関する事項（卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く） (8) 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 (9) 業務規程の変更（法第13条第5項第3	・法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項 ・省令第27条第1項 ※(3)から(9)は、運営状況報告書に変更した事項を記載することで、届出書を省略することができる。

	号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。) 2 県に提出	
【別記様式第5号】 業務の休止又は廃止に係る届出書	1 休止又は廃止の日の30日前まで 2 当該卸売市場が所在する市町村に提出	・法第14条において読み替えて準用する法第7条 ・省令第28条第2項 ・特例条例
【別記様式第6号】 中央卸売市場の認定申請に係る届出書	1 中央卸売市場の認定申請後速やかに 2 県に提出	・法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項 ・省令第29条
【別記様式第7号】 運営状況報告書	1 事業年度ごとに、卸売業者から事業報告書の提出を受けてから30日以内 2 県に提出	・法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項 ・省令第30条第1項
【別記様式第8号】 誓約書	1 認定を受けようとするとき 2 当該卸売市場が所在する市町村に提出	・法第13条第1項 ・法第13条第5項第2号 ・省令第17条第3項第1号ホ ・特例条例